

○電波法関係審査基準（平成13年訓令第67号）の一部を改正する訓令案新旧対照表

（下線部は改正部分）

| 改正案   | 現行   |
|---|--|
| <p>別紙1（第4条関係）無線局の局種別審査基準</p> <p>第15 アマチュア局</p> <p>1～11 （略）</p> <p><u>12 放送の受信に対する保護は次のとおりであること。</u></p> <p><u>(1) 435MHz 帯以下の周波数の電波を使用するものについては、その近接区域における放送受信者の分布状況からみて、特に空中線系を含む無線設備の設置条件が放送の受信に妨害を与えないものであること。</u></p> <p><u>(2) 475.5kHz 帯の周波数の電波を使用するものについては、当該無線局の設置場所又は運用場所から200mの範囲内に住宅、事業所等の建物（自己の所有又は管理する建物を除く。）が存在しないものであること。ただし、当該範囲内の建物の所有者又は管理者から了解が得られている場合は、この限りでない。</u></p> <p>13～29 （略）</p> <p>（参考） （略）</p> | <p>別紙1（第4条関係）無線局の局種別審査基準</p> <p>第15 アマチュア局</p> <p>1～11 （略）</p> <p><u>12 435MHz 帯以下の周波数の電波を使用するものについては、その近接区域における放送受信者の分布状況からみて、特に空中線系を含む無線設備の設置条件が放送の受信に妨害を与えないものであること。</u></p> <p>13～29 （略）</p> <p>（参考） （略）</p> |

附 則

この訓令は、平成27年1月5日から施行する。